

無料で支援

和歌山産業保健総合支援センター

地域産業保健センター が支援します

産業医の選任義務が無い**ため実施義務が果たせない**、  
小規模事業場のための支援制度です。

厚生労働省  
委託事業

### 支援 1

定期健康診断(特殊健康診断を含む)結果に  
「就業可否判定(医師の意見)」が記載されていますか。  
一般に健診には就業可否判定は含まれません。

必ず必要

「医師による就業可否判定」を行います。

健診の結果、いずれかの項目に異常の所見が有る者(有所見者)について、今後の勤務の可否や条件等について、「**医師の意見**」を聴き、場合によっては必要な措置を取ることが、**事業主の法的義務**です。お近くの地域産業保健センターに登録されている産業医が意見を述べるすることができます。

#### 定期健康診断結果記録

医師の診断	経過観察
医師の意見	<b>通常勤務可</b>
意見を述べた医師の 氏名	○○ ○○



通常勤務可  
就業制限要  
要休業  
の判定をします

### 支援 2

長時間労働者や高ストレス者に対する

「医師による面接指導」を行います。

法で定められた**面接指導**をしようにも産業医がない・・・という事業場のために、お近くの地域産業保健センターに登録されている産業医が面接指導を行います。

コロナ対策のため  
当面中止します

### 支援 3

従業員の「健康」を気にかけていますか。

医師または保健師が対面で**保健指導**

(健康相談)を行います。

従業員に保健指導や健康相談の機会を与えるのは**事業者の努力義務**です。  
医師または保健師が職場へ出向いて実施することもできます。

申込み先は  
裏面参照



さんぼくん

支援ご希望の場合は、下記の産業保健総合支援センター又はお近くの  
地域産業保健センターにお気軽にお問い合わせください。

実施日、実施場所は調整させていただきます。

## 地域産業保健センター

和歌山・海南地域 073-431-1119（和歌山市医師会内）

日高・有田地域 0738-22-5344（日高医師会館内）

伊都・那賀地域 0736-78-3875（那賀医師会館内）

田辺地域 080-7303-4088（田辺医師会館内）

紀南地域 0735-21-3313（尾崎ビル内）

※午後は担当者が不在の場合が多く、不在の場合は留守番電話になっておりますので、  
メッセージを入れてください。確認次第、折り返し連絡させていただきます。  
又は和歌山産業保健総合支援センター 073-421-8990にお電話ください。

## 和歌山産業保健総合支援センター

電話 073-421-8990

FAX 073-421-8991

Web サイト：「和歌山産保」で検索

住所 和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22

和歌山県日赤会館7階